

【公報種別】実用新案法第14条の2の規定による訂正明細書等の掲載

【部門区分】第1部門第3区分

【発行日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【登録番号】実用新案登録第3185559号(U3185559)

【訂正の登録日】平成30年11月19日(2018.11.19)

【登録公報発行日】平成25年8月22日(2013.8.22)

【出願番号】実願2013-3285(U2013-3285)

【国際特許分類】

A 47 J 37/06 (2006.01)

【F I】

A 47 J 37/06 321

【訂正書】

【提出日】平成30年8月8日(2018.8.8)

【訂正の目的】実用新案登録請求の範囲の減縮等

【訂正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

下部ベース部<sub>(1)</sub>と、前記下部ベース部<sub>(1)</sub>の上段に備えられる焼き板<sub>(2)</sub>と、前記焼き板<sub>(2)</sub>の上部に離隔して設置される上部熱源体である電気ヒーター組立体<sub>(100)</sub>と、前記下部ベース部<sub>(1)</sub>の側部に結合され上下方向に延伸する受け台<sub>(3)</sub>であって、上方に延伸する端部が前記電気ヒーター組立体<sub>(100)</sub>から延伸する支持台の端部に結合されることによって前記電気ヒーター組立体<sub>(100)</sub>が前記焼き板<sub>(2)</sub>の上部に離隔して設置されるように前記電気ヒーター組立体<sub>(100)</sub>を支持する受け台<sub>(3)</sub>と、を含んで構成されるロースター<sub>(1000)</sub>に適用される前記電気ヒーター組立体<sub>(100)</sub>であって、

前記電気ヒーター組立体から延伸され前記受け台<sub>(3)</sub>の端部と結合する前記支持台が結合される上部ドーム<sub>(4)</sub>と、

前記上部ドーム<sub>(4)</sub>の下部に結合されて前記焼き板2に向かって熱を反射する反射傘<sub>(5)</sub>と、

電気によって作動されて熱を発する伝熱管ランプ<sub>(6)</sub>と、を含み、

前記反射傘<sub>(5)</sub>は、下方に開口された形状を有し、当該開口内に前記伝熱管ランプ<sub>(6)</sub>が収容され、

前記反射傘<sub>(5)</sub>と前記上部ドーム<sub>(4)</sub>との間には熱を遮断するための所定のギャップが設けられ、

前記反射傘<sub>(5)</sub>と前記上部ドーム<sub>(4)</sub>との間に前記反射傘<sub>(5)</sub>を上方および側方から覆う金属カバー<sub>(16)</sub>が設置され、

前記反射傘<sub>(5)</sub>の内壁には前記伝熱管ランプ<sub>(6)</sub>を係止する複数のランプ固定用掛け部材<sub>(7)</sub>が設けられ、

前記伝熱管ランプ<sub>(6)</sub>の導電端子<sub>(8)</sub>は、電源線と連結され、

前記反射傘<sub>(5)</sub>の周囲にランプ保護台<sub>(10)</sub>が配設され、

前記ランプ保護台<sub>(10)</sub>は、上方に向かって延伸するとともに所定の曲率で湾曲された弧形板<sub>(11)</sub>と水平方向に延伸する水平板<sub>(12)</sub>とが連結されて構成され、

前記ランプ保護台<sub>(10)</sub>は、前記伝熱管ランプ<sub>(6)</sub>の導電端子<sub>(8)</sub>が前記弧形板<sub>(11)</sub>の円弧形状の溝内に位置し、

前記ランプ保護台<sub>(10)</sub>の前記水平板<sub>(12)</sub>は、前記反射傘<sub>(5)</sub>の側壁の一部領域に設けられた切欠部分に対応する位置に配置され、

前記金属カバー<sub>(16)</sub>の側壁には、電源線が出入りする孔<sub>(17)</sub>が設けられ、

前記電気ヒーター組立体<sub>(100)</sub>の前記上部ドーム<sub>(4)</sub>から延伸する前記支持台が

前記受け台(3)によって固定され、前記電気ヒーター組立体(100)が前記焼き板(2)の上部に位置して前記焼き板(2)上の食物に熱を加えることを特徴とする、ロースターの上部電気ヒーター組立体。

#### 【請求項2】

前記反射傘(5)の内壁は、連続的に配列された反射体面(9)を有し、圧搾成形によって形成されることを特徴とする、請求項1に記載のロースターの上部電気ヒーター組立体。

#### 【請求項3】

前記ランプ固定用掛け部材(7)の上端部分は、前記反射傘(5)の内壁に設けられる対応する組立孔を介して、所定の締結手段によって前記反射傘(5)に連結され固定されることを特徴とする、請求項1又は2に記載のロースターの上部電気ヒーター組立体。

#### 【請求項4】

前記ランプ保護台(10)は、前記反射傘(5)の側壁の一部領域に設けられる折畳端部(13)に対応する位置に前記水平板(12)が位置するように配設され、

前記水平板(12)の一側には、水平方向に延伸する組立板(14)が、折畳端部(13)と対応する位置に設けられ、

前記折畳端部(13)と前記組立板(14)との各々に組立孔が設けられ、

前記折畳端部(13)と前記組立板(14)とが、当該組立孔を介して所定の締結手段によって連結され固定されることを特徴とする、請求項1～3のいずれか1項に記載のロースターの上部電気ヒーター組立体。

#### 【請求項5】

前記上部ドーム(4)の側壁には熱放出孔(15)が設けられ、

前記上部ドーム(4)の内部上段面と前記金属カバー(16)の外部上段面との間には、前記上部ドーム(4)の内部上段面に位置する組立部位と対応した断熱絶縁体(18)が配設され、

前記断熱絶縁体(18)に対して所定の締結手段によって前記上部ドーム(4)及び前記金属カバー(16)が固定され、

前記金属カバー(16)の内部上段面と前記反射傘(5)の外部上段面との間には、前記反射傘(5)の外部上段面に対応した上下断熱板(19)が配設され、

前記上下断熱板(19)は、スリーブ(20)によって前記反射傘(5)と前記金属カバー(16)との間に固定され前記金属カバー(16)の内部上段面を支持し、

前記スリーブ(20)の上下両側にはネジ孔が設けられ、

前記反射傘(5)の下部には前記伝熱管ランプ(6)の落下を防止する金網(21)が組み付けられ、

前記金網(21)は、前記反射傘(5)の下部の枠部に結合され前記反射傘(5)を固定する役割を果たし、

前記金網(21)の中央部は上方に膨らんだ形状を有し、当該中央部が固定板(22)と締結手段(32)によって結合され、

前記反射傘(5)の上段部分には、所定の締結手段に対応する組立孔が設けられることを特徴とする、請求項1～4のいずれか1項に記載のロースターの上部電気ヒーター組立体。

#### 【請求項6】

前記上部ドーム(4)の側壁の一部領域には中空の組立絶縁体(23)が設けられ、

前記組立絶縁体(23)の中空の内部と前記上部ドーム(4)の内部とにバイメタル(24)が設けられ、

前記バイメタル(24)には電源が連結され、前記バイメタル(24)には導線と前記伝熱管ランプ(6)の導電端子(8)が連結され、

前記組立絶縁体(23)の外壁には前記バイメタル(24)と連結され、可変抵抗スイッチの役割を果たすスイッチボリューム(25)が設けられ、

前記組立絶縁体(23)の下部はブラインド板(26)によって固定され、

前記プラインド板(26)は、横板(27)と当該横板(27)の両端から上方に延伸する縦板(28)とが連結されて構成され、

前記横板(27)と前記バイメタル(24)に設けられる断熱板(29)とが重ねられて配置されるとともに、前記横板(27)及び前記断熱板(29)の対応する位置に組立孔が設けられ、前記横板(27)及び前記断熱板(29)が当該組立孔を介して所定の締結手段によって前記組立絶縁体(23)と結合され固定されることを特徴とする、請求項1～5のいずれか1項に記載のロースターの上部電気ヒーター組立体。

【請求項7】

前記バイメタル(24)の内部には温度ヒューズ(31)が設けられることを特徴とする、請求項6に記載のロースターの上部電気ヒーター組立体。

【請求項8】

前記断熱絶縁体(18)と前記金属カバー(16)との間及び前記ランプ固定用掛け部材(7)と前記反射傘(5)との間には、所定の締結手段によって固定される絶縁ワッシャー(30)がそれぞれ設けられることを特徴とする、請求項5に記載のロースターの上部電気ヒーター組立体。